

久部良漁港沖合での不発弾処理に伴う船舶航行規制区域の設定について

樽舞沖で発見された不発弾を処理するにあたり、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定により、次のとおり船舶航行規制区域を設定します。

- 1 日時
令和8年6月4日(木) 午前8時30分から不発弾処理作業完了まで
- 2 船舶航行規制の範囲
別図のとおり

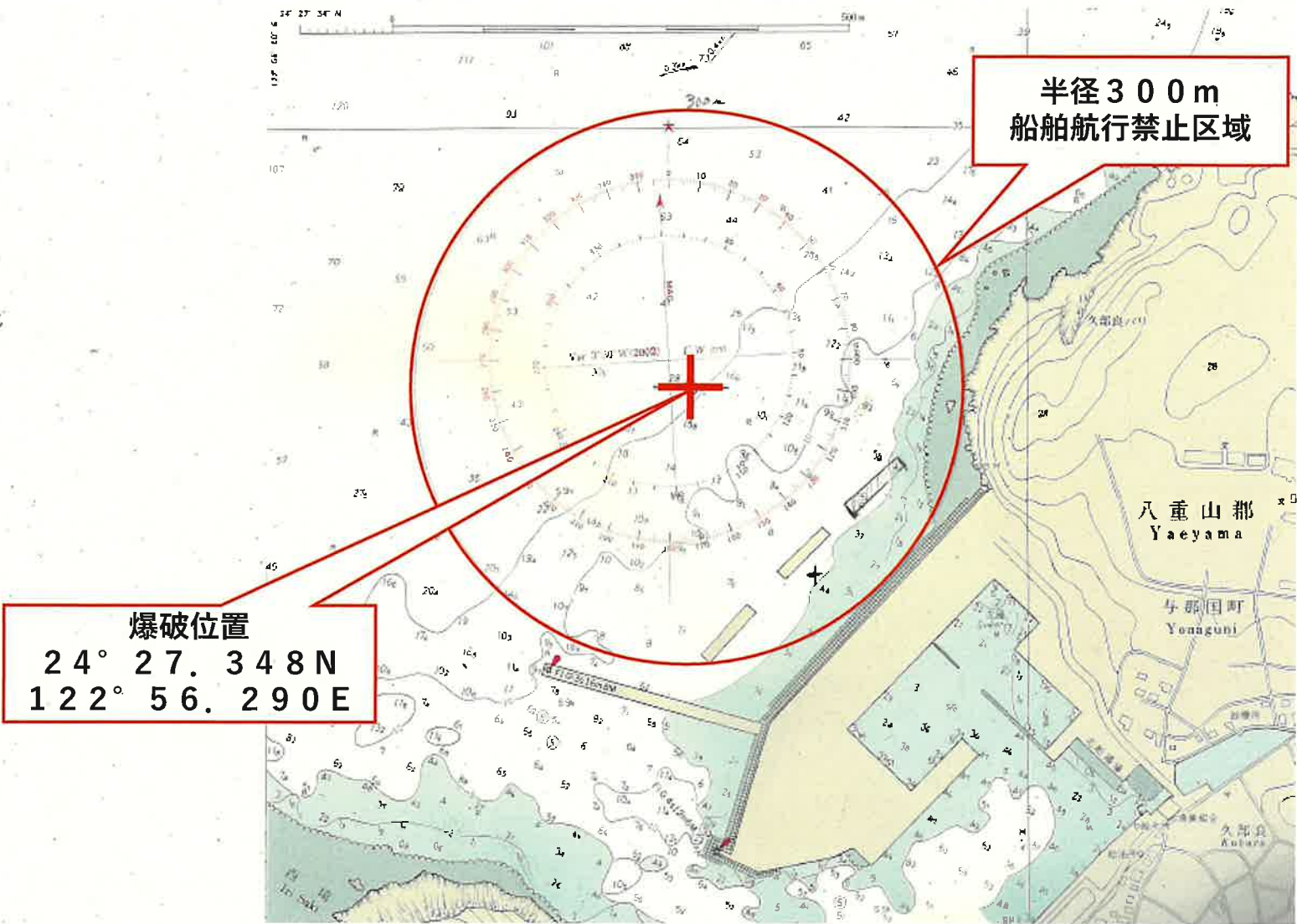
令和8年5月18日

与那国町長 上地 常夫



久部良漁港沖合 不発弾処理時の船舶の航泊規制範囲

別図



爆破位置
24° 27.348' N
122° 56.290' E

半径300m
船舶航行禁止区域